気になる医療費・医療保険の仕組み

闘病に役立つ情報

気になる医療費

はじめに

病気になると、患者さん本人だけで なく家族のだれもが、治療法や見通し が気がかりになります。とりわけ「が んや難病など生命に関わる病気 | にな

日本の国民皆保険制度の特徴

- ①国民全員を公的医療保険で保障。
- ②医療機関を自由に選べる。 (フリーアクセス)
- ③安い医療費で高度な医療。
- ④社会保険方式を基本としつつ、皆保険 を維持するため、公費を投入。

日本の国民医療費の負担構造(財源別) (平成 27 年度)

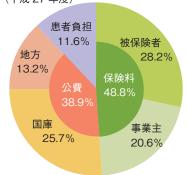


図1 日本の国民皆保険制度の特徴

ると数カ月から数年間、場合によって は、それ以上の長期間にわたる闘病生 活となるため、治療費や生活費などの 心配も出てくるからです。

この章「気になる医療費」では、闘 病生活を支える公的医療保険や支援制 度、病気休暇、傷病手当金、福祉制 度、障害年金、民間保険などについ て、説明します。患者さんとご家族の みなさんの闘病に役立ててください。

医療保険の仕組み

1. 健康保険制度(患者さんの 一部自己負担金)

医療費とは、病気やケガをした時に 医療機関などでかかる費用のことで す。わが国では「国民皆保険制度」 (図1) により、原則として医療費の 7割は健康保険などの公的医療保険が 負担し、残りの3割を一部負担金とし て患者さんが負担することになってい ます (図2)。被保険者、被扶養者の 区別はなく、入院・通院とも同じ割合

注:本章「気になる医療費」では、個人の収入を表す言葉がたくさん出てきます。その使い分 けは、一般的に「稼いだ金額」を指す場合は「収入」。国民健康保険の制度では「所得」、 それ以外の健康保険の制度では「報酬 | または「標準報酬(月)額 | と書きます。

医療費とは、病気やケガでかかる診察費や治療費のことです。

日本では国民皆保険制度により、通常、医療費の7割を医療保険が負担し、残り3割を一部負 担金として患者さん自身が自己負担することになっています。*

医療費 総計

自己負担 3割*

医療保険 7割

* 医療費の自己負担の割合は年齢・収 入・医療保健の種類(保険者)などに よって異なります。

図2 医療費の仕組み

医療費の自己負担割合 (一部負担金)

	一般・低所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	
	2割負担	3割負担
70歳		
	3割負担	
6歳		
0歳	2割負担	

表2 公的医療保険の種類

全国健康保険協会管掌健 康保険(協会健保)	健康保険組合を持たない中小企業の従業員で主に構成され、全国 健康保険協会が運営
組合管掌健康保険(組合健保)	企業や企業グループ(単一組合)、同種同業の企業(総合組合)、 一部の地方自治体(都市健保)で構成される健康保険組合が運営
共済組合	国家・地方公務員、一部の独立行政法人職員、日本郵政グループ 職員、私立学校教職員のための保険で、年金制度ももつ
国民健康保険(国保)	全ての個人事業主、協会健保の任意適用事業所とする認可を受けていない個人事業主の従業員、無職者(任意継続被保険者と後期高齢者医療制度に該当するものを除く)のための保険(市町村と東京23区が運営)
国民健康保険組合(国保組合)	同種の業種または事業所に従事する者を組合員とする。医師、税 理士、建築土木などの国保組合がある

です。なお、一部負担金(表1)は、 年齢や所得、公的医療保険の種類(表 2) などによって異なり、義務教育 (小学校) 就学前の子どもや70歳以上 の高齢者、障害者などは1割~2割で す(70歳以上の現役並み所得者は3 割)。

2. 高額療養費制度(患者負担 金の軽減)

病院等の窓口で支払う医療費の自己 負担額は、一般的に3割です(年齢、 所得等によって変わります)。

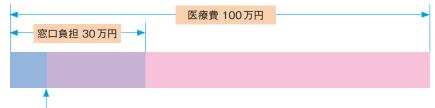
白血病などの重症血液疾患の患者さ

情報に役立つ

気になる医療費の医療保険の仕組み

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額(※)が、ひと月(月の初めから 終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する公的制度です。 ※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

<例>1.健康保険の標準報酬月額28万円~50万円の方 2. 国民健康保険の年収370万円~770万円の方 100万円の医療費で、窓口の負担(3割)が30万円かかる場合



80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%=87,430円

→ 実際の自己負担額は87.430円となります。

図3 高額療養費制度について

自己負担の上限額

んは、さまざまな検査や抗がん剤、分 子標的薬などの薬物療法、骨髄移植治 療などで、毎月多額な医療費がかかり ます。医療費総額は、外来がひと月数 十万円程度、入院時ともなれば100万 円を超え、数百万円になることもある のです。3割負担でも、患者さんの経 済的負担はかなり重くなります。

そこで、月ごとの医療費の自己負担 の上限額を決め、それ以上かかった医 療費は公的医療保険が支給し、患者さ んの自己負担を軽減する仕組みが「高 額療養費制度 | (表3、図3) です。上限 額は収入によって異なり、表3の「ひ と月の上限額|欄の最初の数字(アな ら252.600円) のようになっていま す。この欄の数式の「医療費」は医療 費総額(10割)の金額です。

つまり上限額は年収約1.160万円以 上なら252.600円、年収約770~約 1.160万円なら167.400円、年収約370 ~約770万円なら80.100円です。それ ぞれの収入帯で国民健康保険なら課税 所得、健康保険(協会健保、組合健保、 共済組合) なら標準報酬月額が適用区 分に書かれているので、それも参考に してください。

ただし、入院時の食費や差額ベッド 代、先進医療にかかる費用などは高額 療養費の対象には含まれず、全額自己 負担となります。

高額療養費制度で特に知っておきた いのは、「限度額適用認定証」、「世帯 合算 |、「多数回該当 |、「高額療養費払 戻し | の四つです。患者さんの状況に よって、個別の申請手続きが必要にな る場合があります。よく理解して活用 しましょう。

A「限度額適用認定証」について

高額療養費は、いったん病院等の窓 口で医療費を支払い、後から申請する

表3 高額療養費の自己負担限度額

A 自己負担限度額の一覧 69歳以下の方

適用区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)	多数回該当	
ア	年収約1,160万円〜 健保:標準報酬 月額83万円以上 国保:旧ただし書 き所得901万円超	252,600円+ (医療費-842,000) ×1%	140,100円	
1	年収約770〜約1,160万円 健保:標準報酬月額53万〜79万円 国保:旧ただし書き所得600〜901万円	167,400円+ (医療費-558,000) ×1%	93,000円	
ウ	年収約370~約770万円 健保:標準報酬月額28万~50万円 国保:旧ただし書き所得210~600万円	80,100円+ (医療費-267,000) ×1%	44,400円	
I	〜年収約370万円 健保:標準報酬月 額26万円以下 国保:旧ただし書き 所得210万円以下	57,600円	44,400円	
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円	

B 自己負担限度額の一覧 70歳以上の方

	適用区分	外来(個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)	多数回該当
	年収約1,160万円~ 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000) ×1%		140,100円
現役並み	年収約770~約1,160万円 健保:標準報酬月額53万円以上 国保:課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000) ×1%		93,000円
	年収約370~約770万円 健保:標準報酬月額28万円以上 国保:課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000) ×1%		44,400円
一般	年収約156~約370万円 健保:標準報酬月額26万円以下 国保:課税所得145万円未満	18,000円(年 144,000円)	57,600円	44,400円
住民税	Ⅱ 住民税非課税世帯		24,600円	
非課税等	I 住民税非課税 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	

立て替払いが原則です。しかし、白血 病などの重症血液疾患の医療費は、治 療開始から通院・入院を問わず、毎月 かなり高額になることが予想されま す。そこで、診断されたら直ちに(治

療前か開始直後)、患者さんが加入し ている公的医療保険に「限度額適用認 定証」(以下、認定証)の交付申請の 手続きを行ってください。病院の窓口 で認定証を提示すると、それ以後の毎 情報に役立つ

気になる医療費の医療保険の仕組み

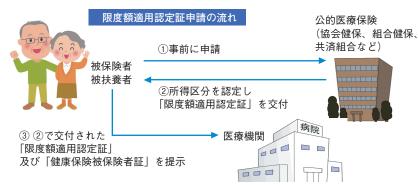


図4 限度額適用認定証の申請手続き

月の支払いは「自己負担限度額」までとなります。

なお、病院の医療費と院外処方の薬局での支払いは合算したものが高額療養費の適用対象です。なお、外来と入院は別々の支払いになりますが、69歳以下の患者さんの場合、それぞれ21,000円を超えていれば合算でき、高額療養費の適用対象になります。

認定証の交付申請先は、加入している公的医療保険です。健康保険証のおもて面に「保険者」と書いてあるところといえば、わかりやすいでしょうか。申請書は勤務先の担当者や健康保険組合等のウェブサイトからダウンロードでも入手できます(図4)。

申請は患者さん本人かご家族が原則ですが、勤務先で手続きを代行してくれることもあります。申請方法がわからない場合は、自治体の担当窓口や勤務先の人事・総務担当、病院の相談支援員やMSW(メディカルソーシャルワーカー)、会計窓口などにご相談ください。

B「世帯合算」について

同じ月に二つ以上の医療機関で治療

を受けた場合、一つの医療機関の自己 負担額がそれぞれ21,000円以上なら、 高額療養費の対象として合算できます。

また、同一世帯の家族について、病気やケガでかかった医療費がそれぞれ21,000円以上あった場合も、高額療養費の対象として合算できます。これが「世帯合算」の仕組みです。なお、70歳以上の患者さんは、金額にかかわらず、医療費の自己負担額をすべて合算できます(図5)。

さらに、同一世帯に69歳以下と70歳以上がいる場合、69歳以下の方の21,000円以上の自己負担分と70歳以上の自己負担分を合算して、高額療養費の請求が可能です。ただし、75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者が同居している場合、合算の対象となりません。

なお、世帯合算ができる「世帯」と は、同じ健康保険の被保険者とその扶 養家族のことです。親子、共働きの夫 婦などで、別々の健康保険に加入して いる場合、世帯合算の対象となりませ んのでご注意ください。

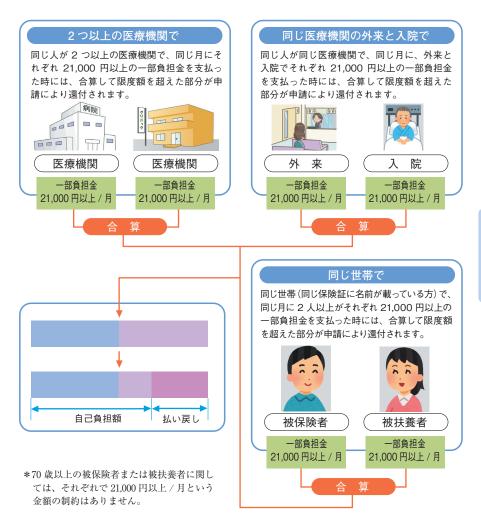


図5:世帯合算の概念図

C「多数回該当」について

直近12カ月以内に、自己負担限度額が3カ月(3回)に達している患者さんは、4回目から上限額が図6のように下がります。これが「多数回該当」の仕組みです。病院窓口に多数回該当になると申し出しましょう。病院によっては、自動的に多数回該当を適

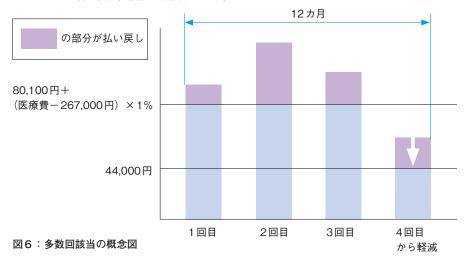
用してくれるところもあります。

ただし、健康保険組合から国民健康 保険に加入するなど、保険者(組合健 保、協会健保、共済組合、国民健康保険 など)が変わった場合、支給回数は通算 されず、リセットされてしまいます。

D「高額療養費の払戻し」について

病院の毎月の支払いが自己負担限度

同一世帯で1年間(直近12カ月)に3回以上高額療養費に該当している場合、4回目 から自己負担限度額が軽減されます。



額までで済む認定証を提出していて も、「世帯合算」や「多数回該当」の 適用を受ける場合、あるいはすでに病 院に医療費を支払っており、上記の 「ひと月の自己負担限度額」を超えて いる場合は、加入している公的医療保 険に高額療養費払戻し申請をします。

申請は、原則として病院や薬局の診 療明細が表記されている領収書を添付 する必要がありますので、毎月の領収 書等はなくさないよう大切に保管して おきましょう。申請用紙と記入方法は 勤務先の担当者や保険者に問い合わせ してください。申請用紙は、加入先の 健康保険ウェブサイトからダウンロー ドでも入手ができます。

なお、払戻し申請から高額療養費の 支給までは、少なくとも3カ月程度か かります。また、高額療養費の支給申 請の時効は2年です。申請書の到着か らのカウントになり、この期間につい ては遡って支給申請ができます。

3. 「高齢受給者証」の交付

70歳になった方には、後期高齢者 医療制度に移行する75歳までの間、 自己負担割合が記載された「高齢受給 者証」が、市区町村や協会健保、健保 組合、共済組合から発行され郵送され てきます。病院の窓口に健康保険証と 一緒に提示して診療を受ければ、医療 費の自己負担は原則2割となります。 ただし、70歳以上でも、現役並みの 所得区分 (標準報酬月額が28万円以 上または課税所得145万円以上)の方 は3割です。

4. 75歳から「後期高齢者医療 制度」に移行

75歳になったらすべての方は、加 入先の公的医療保険(協会健保、健保 組合、共済組合、国民健康保険等)か ら自動的に「後期高齢者医療制度」に 移行します。医療費の自己負担は原則

1割です。ただし、現役並み所得区分 の方は3割となります。

また、前期高齢者(65~74歳)の うち一定の障害がある方は、この後期 高齢者医療制度の対象です。保険料 (掛金) は各都道府県で異なります が、原則として年金から天引きされま す。申請、保険証の交付などは市区町 村が窓口となりますので、詳しくは担 当課にお問い合わせください。

5. 仟意継続被保険者制度につ いて

任意継続被保険者制度とは、健康保 険の被保険者期間が2カ月以上ある方 が、退職後2年間は引き続き任意継続 被保険者として健康保険に加入できる 制度です。退職後の公的医療保険の選 択肢は、①新たに国民健康保険に加入 する②任意継続被保険者となる③家族 の扶養に入る――の三つです。

任意継続被保険者となるには、退職 後20日以内に協会健保や健保組合、 共済組合に申請しなければなりませ ん。そのため、①②を選択する場合、 あらかじめ負担する保険料などをよく 検討しておくことが望ましいでしょ う。保険料のポイントは、「住んでい る場所 | 「加入者の収入 | 「扶養家族の 有無」です。詳しくは健康保険や自治 体の担当窓口にお問い合わせください。

6. 海外療養費

旅行や仕事などで海外に滞在してい る被保険者本人または被扶養者である 家族が、病気やケガをして現地の病院 で診療を受けた場合、いったん自費払 いした後に、公的医療保険に申請する と、かかった医療費が「海外療養費」

として支払われます。ただし、審査が 必要です。

骨髄移植などで海外のドナーから提 供を受ける場合、国内のドナーから提 供を受ける際と同様に、ドナー骨髄採 取に関わる医療費、骨髄運搬に関わる 費用について保険適用が認められてい ます。骨髄移植が実施された後に、加 入している公的医療保険に「療養費払 い|申請が必要です。

○公的医療保険が 適用にならない医療

公的医療保険が適用されない医療行 為を自由診療(自費診療)といいま す。自由診療としては、健康診断や美 容整形、歯列矯正などが挙げられま す。通常ひとつの診療のなかで保険診 療と自由診療が混在する場合は「混合 診療しとなり、全体が保険診療と認め られません。したがって、保険適用さ れていない薬を使った場合は、診察や 検査にかかった費用も原則として、全 額自己負担となります。

ただし、例外として混合診療が認め られているものがあり、「保険外併用 療養費 | といいます。これは、本来、 自由診療として全額自己負担しなけれ ばならないところを、保険診療と共通 する基礎部分を「保険外併用療養費 | として保険適用とする制度です。厚生 労働大臣の定める「選定療養」、「評価 療養」、「患者申出療養」が該当します。

このほか、臨床試験(いわゆる治験 で企業治験と医師主導治験がある)に 患者さんが同意して参加されるのであ れば、治療費はかかりません。

また、医療と関係ないサービス(テ レビ代、クリーニング代、薬剤の容器 情報に役立つ

気になる医療費

代など)についても保険適用外となります。

白血病などの重症血液疾患の患者さんの保険適用外の費用としては、主に次の三つがあります。

第1は、日本骨髄バンクに支払う患者負担金です(減免制度があります)。また、民間の救急車(患者移送車)などを使った場合も、病院とは無関係で患者が支払います。

なお、骨髄の運搬費や患者さんの移 送費などは、加入している公的医療保 険に請求すると「療養費」という形 で、後から払戻しを受けることができ ます。

第2は、個室など入院した際にかかる料金の「差額ベッド代」です。差額ベッド代は、全額自己負担となります。代表的な「選定療養」のひとつです。選定療養とは、患者さん自身が選択して受ける追加的な医療サービスで、このほかにも、時間外診療や予約診療、紹介状のない大病院の初診・再診料の上乗せ分などがあります。

なお、診療上に必要な場合、例えば 免疫力が著しく低下し、感染症を起こ す可能性がある。集中治療や苦痛緩和 を目的とする。緊急を要し患者さん側 が選択できないなどは請求されないこ とになっています。

「差額ベッド代」は医療機関によって異なります。大都市の病院や大学病院などが高額になる傾向があります。

第3は、保険適用にならない医療技術、薬剤や検査等などです。

例えば「先進医療」は、厚生労働大 臣の定める高度な医療技術を用いた療 養のことで、保険診療の対象とすべき かどうかを評価する「評価療養」の一 つとして、保険診療との併用が認められています。

ただし、どの病院でも先進医療が受けられるわけではなく、厚生労働省が一定の施設基準を設定し、基準を満たした医療機関の届け出を認めています。技術費用部分は全額自己負担になりますが、それ以外の診察や検査に保険が適用され、患者さんの負担が軽減されます。

なお、こうした医療を受けると、評価療養または選定療養に係る費用、通常の治療と共通する部分についての一部負担金、食事についての標準負担額などを支払い、それぞれの金額を記載した領収書が発行されます。これら領収書は、確定申告をして医療費控除を受ける場合に必要となりますので、大切に保管してください。

これ以外にも、交通費や入院生活で の日用品、さらに付き添い者の滞在 費などさまざまな費用が必要となり ます。

公的な 各種助成制度

白血病や悪性リンパ腫などの難治性 の疾患にかかると、患者家族の皆さん は高度な医療を積極的に施されること を望む反面、医療費や生活費が気にな り、大きな負担感にさいなまれます。

こうした医療費の負担を少しでも軽減するために、前述した公的医療保険の高額療養費制度があります。この他にも、国と地方自治体の難病(特定疾病)、小児慢性特定疾病、心身障害者への医療費の公的助成制度が設けられ

表4 難病(指定難病)の医療費助成(自己負担限度額・月額)

衣4 粧枘(校4 粧柄(指定粧柄)の医療貸助成(自じ負担限侵額・月額) (単位・円)				
	階層区分の基準 階層区分の基準 (() 内の数字は、夫婦2人世帯 の場合における年収の目安		自己負担限度額(外来+入院)(患者負担:2		(患者負担:2割)
階層区分			—般	高度 かつ長期 [*]	人口呼吸器等 装着者
生活保護	-		0	0	0
低所得 I	市町村民税	本人年収 ~80万円	2,500	2,500	
低所得Ⅱ	十 非課税 (世帯)	本人年収 80万円超~	5,000	5,000	
一般所得I	市町村民税課税以上7.1万円未満 (約160万円~約370万円)		10,000	5,000	1,000
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円 未満(約370万円~約810万円)		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 25.1 万円以上 (約810万円~)		30,000	20,000	
	入院時の食費全額自己負担				

^{*「}高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。

ています。

また、経済的支援制度として、病気やケガで休職した場合の傷病手当金や退職した場合の雇用保険の給付など収入を補てんする仕組みがあります。子どもの養育者には児童手当(児童扶養手当、特別児童扶養手当)などの支給もあります。療養のために仕事ができず、医療費や生活費に困窮した時は、生活保護制度による援助も受けられます。

さらに、医療費の自己負担分に対して、確定申告により一部を税金から還付される医療費控除もあります。

ただし、すべて当事者もしくは代理 人が申請しなければ支給されません。 手続きは、初めてなら、かなりわずら わしいものですが、病院の相談支援員 などに相談し、援助を受けるなどして 速やかに手続きをしましょう。

(畄位・田)

情報に役立つ

気になる医療費

1. 難病患者(指定難病)への公費 助成

再生不良性貧血、自己免疫性疾患、神経・筋疾患などは、いわゆる難病として国が「特定疾病」に指定しており、世帯の年収に応じて、医療費の助成制度がとられています(表4)。

なお、2014年に「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」が成立(2015年1月1日施行)。この法律の中では、医療費助成の対象とする疾患は新たに「指定難病」と呼ばれることとなりました。2019年7月現在、333疾患が指定され、一部の都道府県ではその他の疾患も追加指定され

表5 小児慢性特定疾病の医療費助成(自己負担上限額・月額)

階層	年収の目安 (夫婦2人子1人世帯)		自己負担上限額 (患者負担割合:2割、外来+入院)		来+入院)
区分			一般	重症(※)	人口呼吸器 等装着者
I		生活保護等		0	
П	市町村民税	低所得 I (~約80万円)	1,2	250	
Ш	非課税	低所得Ⅱ(~約200万円)	2,500		
IV	一般所得 I (~市区町村民税 7.1 万円未満、~約 430 万円)		5,000	2,500	500
V	一般所得Ⅱ (~市区町村民税25.1万円未満、~約850万円)		10,000	5,000	
VI	(~市区町村民税	上位所得 :25.1万円~、約850万円~)	15,000	10,000	
	入院	時の食費		1/2自己負担	

※重症:①高額な医療費が長期的に継続する者(医療費総額が5万円/月(例えば医療保険の2 割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月)を超える月が年間6回以上ある場合)、②現行 の重症患者基準に適合する者、のいずれかに該当。

ています。

難病法における「難病」とは、「発 病の機構が明らかでなく、かつ、治療 方法が確立していない希少な疾病であ って、当該疾病にかかることにより長 期にわたり療養を必要とすることとな るものをいう | とされています。

血液疾患で指定難病とされているの は「再生不良性貧血」や「特発性血小 板減少性紫斑病」などで、白血病や悪 性リンパ腫などの悪性腫瘍、いわゆる 「がん」は対象になっていません。対 象疾患や申請手続きは、病院の医師や 相談支援員に相談して下さい。申請先 は保健所です。認定申請には、認定申 請書、診断書(所定様式)、住民票、 世帯の所得証明者、健康保険証の写 し、医療費の領収書などが必要になり ます。

なお、血友病と人工透析患者は、長 期高額疾病に指定されており、原則1 カ月1万円 (人工透析治療の上位所得 者は2万円)が自己負担限度額となっ ています。手続きはご加入の健康保険 です。

(単位:円)

2. 小児慢性特定疾病の公費助成

18歳未満の白血病、悪性リンパ腫 などの小児がん患者さんをはじめ、長 期慢性疾患の小児患者さんは、国が定 める「小児慢性特定疾病」の対象で す。入院・通院を問わず、保護者の年 収区分により医療費の軽減制度が受け られます (表5)。

なお、「難病」と同じく、法改正に よって、2015年1月から医療費の助成 を受けられる「小児慢性特定疾病」の 対象が拡大されています。これまで対

象とならなかった疾病も受けられるか もしれませんので、確認してみましょ う。2019年7月現在、16疾病群・762 疾患が指定されています。

小児がんなどの重症患者は、基本的 に低額な自己負担で治療が受けられま す。また、申請により20歳まで延長 可能です。

申請手続き窓口は、都道府県、指定 都市、政令市の担当課です。病院で診 断を受けたら、直ちに相談支援員など に相談して申請手続きをしましょう。

なお、一部の市区町村・都道府県で は、小児の治療費の自己負担を無料化 するため、独自の助成をしているとこ ろがあります。お住いの自治体担当課 にお問い合わせください。

3. 身体障害者などへの医療費助成 や福祉サービス

身体障害者手帳、療育手帳、精神障 害者保健福祉手帳をお持ちの方々に は、公共料金の割引や税金の優遇、福 祉タクシー券の交付などの福祉サービ ス以外に、医療費の助成制度がありま す。自治体によって、制度の有無や所 得制限などの条件が異なりますので、 詳しくは市区町村の担当課、福祉事務 所にお問い合わせください。

◆傷病手当金などの各種制度

病気になり通院や入院して治療に専 念するため、仕事を休まなければなら ない期間が出てきます。そのため収入 が減ったり、場合によっては、全くな くなったりして、医療費の支払いや生 活費の捻出に困窮する事態が生じます。 こうした場合の生活費を補うものと して、勤務先での傷病休暇制度・手当 や健康保険の「傷病手当金」がありま す。また、民間保険(就業不能保険、 医療保険、がん保険等) に加入してい る場合も給付が受けられないか確認し てみてください。さらに、病気や治療 の後遺症などで障害が残った場合に は、その程度により障害年金が受給で きる可能性もあります。

このほか、子どもを養育している場 合の「児童手当」や、どうしても生活 が立ち行かない場合には、生活保護制 度も検討します。

1. 健康保険の「傷病手当金|

「傷病手当金」とは、会社員や公務 員など健康保険の被保険者(本人) が、(業務上や通勤災害でない)病気 やケガの治療のために働けず、給与が もらえないときに、その間の生活費を 保障する制度です。連続して3日間仕 事を休み、4日目(船員保険では1日 目)から支給されます。

休んでも職場から給与が支給される 場合は、その給与が傷病手当金より少 ないときだけ、その差額が支給されま す。支給期間は、一つの傷病につき最 長1年6カ月間です。

支給額は、1日につき標準報酬日額 の3分の2です。健康保険では、毎月 の給与等を区切りのよい幅で区分した 標準報酬月額を給付の基礎としてお り、これを30で割った額(10円未満 四捨五入) が標準報酬日額となりま す。詳しくは、加入している健康保 険、勤務先の担当者にお問い合わせく ださい。

なお、この傷病手当金は、扶養家族 が病気になっても支給されません。ま

た、自営業者・自由業者が加入する国 民健康保険には制度がありません。た だし、一部の国保組合では制度化され ています。

〇共済組合の「休業手当金|

共済組合などの組合員が、家族の病 気などで仕事を休んだために給料が支 給されない間の生活費を保障するもの で、共済組合のみの給付です。ただし 傷病手当金が支給されている場合. そ の期間中は支給されません。詳しく は、加入している共済組合にお問い合 わせください。

○勤務先の「私傷病休暇制度」

企業や団体、公務員、私立学校など では病気やケガ、家族の看病などで仕 事を休む場合、通常の年次有給休暇以 外に、一定の期間(相当の期間)を 「私傷病休暇」として有給または無給 で休むことができます。

このほか勤務先によっては、永年勤 続のリフレッシュ休暇や積立休暇(時 効消滅した年次有給休暇)を設けてい る場合もあります。

なお、中小企業や団体、個人事業 者・商店、非正規労働者などには、こ のような社内制度がないところがほと んどです。このような場合でも、上司 や事業主にお願いして、治療に専念す るための病気休暇が認められることが あります。あきらめないで相談をして みましょう。

○雇用保険の「基本手当|

病気のために、働く意思と能力があ るのに仕事に就くことができなくなっ た時(解雇や期間満了)に、雇用保険 の失業等給付から「基本手当」が支給 されます。基本手当の給付日数は、離 職時の年齢、被保険者期間、離職理由 によって90~360日とさまざまです。 離職理由が自己都合退職や定年退職の 場合に比べて就職が困難な障害者、倒 産、解雇等による中高年の場合は給付 が手厚くなっているのが特徴です。

病気で離職した方は、労働契約の契 約期間満了したが、更新されなかった 場合で、やむを得ない正当な理由があ る自己都合退職 (特定理由離職者) と 認められれば、受給要件の緩和や給付 日数の上乗せがあります。該当しない か、ぜひ確認しましょう。

基本手当の日額は、年齢区分や支給 されていた給与額によって決まりま す。詳しくは、ハローワーク、勤務先 の担当者にお問い合わせください。

なお、傷病手当金と基本手当は、同 時に受給できません。通常は傷病手当 金を受給し終わってから、雇用保険の 基本手当を受給します。受給期間は、 原則として離職の日から1年です。病 気の治療ですぐに働けないのであれ ば、基本手当の受給期間延長の手続き をしておきましょう。最長4年まで延 長できます。

〇白血病と仕事

医療の進歩は著しく、白血病などの 血液がん疾患であっても、治療をしな がら働ける時代となっています。病気 になったからと言って、すぐに退職を 勤務先に申し出るのではなく、治療と 仕事を両立できないか、主治医や勤務 先の産業医、上司等に相談してみるこ とが大切です。元気になって社会復帰 することを目標にして、治療に励む姿 を、家族や友人知人、そして勤務先の 方々に見てもらい、応援してもらいま しょう。

2. 「生活保護制度」について

病気やケガで、働くことができずに 収入がなくなり、治療の継続や生活が 苦しくなったときでも、これまで説明 してきたさまざまな公的制度を活用し たり、預貯金を取り崩したりしてやり くりします。しかし、中には生活が立 ち行かなくなった患者さんもいるでし ょう。その場合の最終的な手段が「生 活保護制度 | です。

生活保護は、日本国憲法第25条に 規定する理念(生存権)に基づき、生 活保護法によって定められた国民相互 の助け合いの制度です。

生活保護は、その人が持っている資 産、能力、その他あらゆる手段を尽く しても、最低限度の生活が維持できな いときに、はじめて適用となります。

生活保護には、生活扶助、住宅扶 助、教育扶助、介護扶助など、さまざ まなものがあり、医療扶助もその一つ です。

例えば、定期的に通院が必要な患者 さんが生活保護を受給する場合、生活 保護の要否の決定時に医療扶助が保護 内容に含まれます。それまで加入して いた公的医療保険の資格は喪失し、保 険証は返納します。代わりに、保護開 始時に「医療券」「調剤券」の交付を 受けるのです。

受給者は、医療券等を持参して生活 保護法の指定医療機関や調剤薬局へ行 けば、診療や調剤の現物給付が受けら れます。生活保護受給中は、原則とし て医療費の自己負担はありません。た だし、年金や手当などの収入があれ ば、一部負担が生じる場合もあります。

3. 児童手当、児童扶養手当、特別 児童扶養手当

子どもを扶養する養育者に対して は、下記の3種類の公的な児童手当が あります。市区町村によっては、その 他の支援制度もあるところもあります。

〇児童手当

中学生(満15歳以後の最初の3月 31日)までの児童を持つ養育者に支 給されます。3歳未満は一律15.000 円、3歳以上小学校終了前は10.000円 (第3子以降は15.000円)、中学生は一 律10,000円(所得区分や制限があり、 児童を養育している方の所得が限度額 以上の場合は、月額一律5.000円)。申 請窓口は市区町村です。

情闘報病

に役立つ

気になる医療費

〇児童扶養手当

18歳までの児童を持つひとり親に 支給されます。受給者の所得に応じて 全部支給と一部支給があり、1人の場 合、全部支給42.910円、一部支給 42.900円から10.120円 ((2019年4月 以降分) 所得区分・制限がありま す)。申請窓口は市区町村です。

〇特別児童扶養手当

20歳未満の障害や介護を必要とす る児童の養育者に支給されます。重度 障害児(1級)は1人につき52.200 円、中度障害児(2級)は1人につき 34.770円((2019年4月以降分)所得 区分・制限があります)。申請窓口は 市区町村です。

移植の費用

骨髄移植など造血細胞移植が必要な 患者さんにとって、ドナーが現れるこ とやさい帯血が見つかることは、大き な喜びです。それとともに、新たな闘 病の始まりともいえます。厳しい治療 に向かう不安の一方で、造血細胞移植 療法が健康保険の適用になっていると はいえ、今後の治療にどのくらいの費 用が必要になるのか? 非常に気がか りと思われます。

ここでは、造血細胞移植医療に重要な関わりのある①骨髄バンクの患者負担金②HLA 検査費用③病院医療費—

一の実際を紹介します。

骨髄バンク、 さい帯血バンクの費用

ご家族など血縁者にドナーが得られない場合、骨髄バンクでHLAの一致した(または1座不一致)ドナーの検索を行うか、さい帯血バンクで移植可能なさい帯血を探すことになります。骨髄バンクでは、患者登録というシステムをとっており、ドナーとのコーディネート料や検査料、ドナー傷害保険・健康管理等調査料などの患者負担金が必要です。移植時には骨髄(末梢血幹細胞)運搬費もかかります。詳しくは、上131~141ページの「骨髄バンク」をご参照ください。

表6 疾患別医療費の実例

(単位:円)

症例	入院時診断	治療内容		医療費実費 概算	備考
40歳代 男性	急性白血病	寛解導入療法	初回入院	1,900,000	
		地固め療法	1回目	1,300,000	
		地固め療法	2回目	1,200,000	
		地固め療法	3回目	1,200,000	
		同種移植	移植月	3,200,000	
			移植後1カ月目	4,000,000	
			移植後2カ月目	600,000	退院時
20歳代 男性	悪性リンパ腫	リッキサン+ CHOP療法		300,000	外来治療
50歳代 男性	慢性骨髄性白血病	グリベック内 服中	90日処方	3,000,000	
40歳代 女性	再生不良性貧血	ATG療法	初回入院	3,000,000	
				2,400,000	入院中
			外来	20,000	

※患者さんによって負担割合は変わります。

同種移植は、移植源(非血縁・血縁問わず、骨髄でも末梢血でもさい帯血でも)にかかわらず、同じくらいの費用となります。

さい帯血バンクには、すでに「さい 帯血」が保存されており、HLA型の データもインターネット上で公開されて います。したがって、コーディネートな どの負担金は一切生じません。運搬費 は発生しますが、公的医療保険が適用 されて「療養費」として支払われます。

なお、運搬費はその全額が払戻しされるべきとの見解が厚生労働省保険局から出されています。各公的医療保険の査定があった場合は、その旨を申し出してください。

HLA検査費用

病院、検査機関によって、HLA検査料は1件当たり1万~5万円と、かなりばらつきがあります。その理由は、DNA検査精度/検査方法が違っているからです。なお、造血細胞移植が行われた場合、患者さんとドナーの方のHLA検査費用は、造血細胞移植費用の一部として公的医療保険から移植病院に支払われています。移植後に、病院にHLA検査費用の返金の申し出をすると環付される場合があります。

造血細胞移植の医療費

医療費は、患者さんの病気の種類・ 状態や経過により異なるため、一人ひ とり違うのが現状です。実際の患者さ んが各種治療により、医療機関が請求 する総医療費(診療報酬で計算された 保険診療費用)について、紹介します (表 6)。

スタンダードリスクの患者さんの場合、移植月の平均的な医療費請求額は200万~300万円です。ハイリスクの場合や重症のGVHDを合併した場合はさらに100万~200万円が加算され

るようです。

※患者さんが病院窓口で支払う金額は、請求額にそれぞれの自己負担割合を乗じた額が、実際に支払う金額となります。また、限度額適用認定証の提示により、自己負担限度額までの支払いで済み、立て替え払いも不要です。

所得税の医療費控除

「医療費控除」とは、1年間の医療費の自己負担が多かった人が、確定申告をすることで、所得税の一部が払い戻される仕組みです。

所得控除ですから、自己負担した医療費そのものが軽減されるのではなく、控除額に一定の税率を乗じた所得税が軽減(環付)されることになります。

会社経営者や高額所得者など、確定 申告が必要な方の場合、医療費控除を 併せて申告することによって税負担が 軽減されますし、一般のサラリーマン のように給与から所得税が天引き(源 泉徴収)されている場合、医療費につ いては年末調整で対応できません。確 定申告(還付申告)をすることによっ て、税金を還付してもらうことができ るのです。

ただし、税金の還付ですから、所得 税を支払っていない(あるいはゼロ の)場合や還付額が納税額を上回る部 分については、この制度を利用できま せん。

医療費控除を利用するためには、いくつかの基本的なルールを理解しておく必要があります。

総所得金額等が 200 万円未満のひと ※「総所得金額」が概ね200万円 以上となる目安は、サラリーマンの場合、年収で約311万6000 円以上となります。

年間で支払った正味の 医療費が「総所得金額等 ×5%」以上

図7 医療費控除の概念図

1. 所得から控除される医療費控除 額の計算方法は?

or

医療費控除額(最高200万円) = (前年中に支払った医療費の総額-保険金などで補てんされる金額) - [10万円(総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%)](図7)

2. 医療費控除の対象となる医療費 の範囲は?

上記の計算方法(計算式)にある「前年中に支払った医療費の総額」の範囲は、次の項目に限られています。 おおむね、その病状などに応じて、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額です。

- ア. 医師、歯科医師による診療や治療
- イ. 治療、療養のための医薬品購入
- ウ. 病院や診療所での入院費用
- エ. 介護保険に基づく施設等の利用料
- オ. 自己都合以外で支払う差額ベッド料、入院時の食事負担金
- カ. 通院等にかかる交通費 (バス、 電車など公共交通機関を利用)
- キ. 出産費用など
- ク. 介護保険制度下で提供された一 定の施設・居宅サービスの自己負 担額
- ケ. 主に次のような費用で診療や治

療などを受けるために直接必要な もの

- a. 医療用器具の購入代や賃借料 の費用で、通常必要なもの
- b. 義手、義足、松葉づえ、義歯 などの購入の費用
- c. 一定の条件を満たすおむつ代
- コ. 日本骨髄バンクに支払う骨髄移 植のあっせんに係る患者負担金
- サ. 日本臓器移植ネットワークに支 払う臓器移植のあっせんの患者負 担金

3. 誰のために支払った医療費が対象になるのか?

控除の対象となる医療費は、本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った医療費です。この場合の親族とは、6親等内の血族・3親等内の姻族までで、さらに生計を一にしていることが条件です。この生計を一にしているとは、必ずしも同居とイコールではなく、要は生計が一つか別々かということがポイントになります。

4. いつからいつまでの医療費を申告するのか?

控除の対象となるのは前年中(1月 1日から12月31日まで)に支払った 医療費です。例えば、12月21日から 12月31日までの入院費用を翌年1月5 日に支払った場合、その分は支払った 年分として翌年の確定申告で申告する ことになります。つまり、実際に支払 った医療費のみが対象になるのです。

5. 医療費から差し引く「保険金などで補てんされる金額」の範囲は?

主に次のようなものが該当します。 保険金などの額が、医療費を支払った 年分の確定申告書を提出する時までに 確定していない場合、保険金等の見込 額に基づいて計算します。

その後、補てんされる保険金等の確定額と当初の見込額とが異なっていれば、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)または更正の請求(見込額または受領額の方が少ない場合)によって、医療費控除額を訂正しなければなりません。

- 1) 生命保険契約の特約によって生命保険会社から支払いを受ける入院費給付金や傷害保険特約に基づいて支払いを受ける障害保険金、医療保険金など
- 2) 高額療養費 (または家族高額療 養費)
- 3) 事故などで医療費を補償するために加害者から支払いを受ける補償金 や損害賠償金など

なお、障害や療養のため働くことが できなくなったことによって支払われ る休業補償金、健康保険や共済組合か ら支給される傷病手当金、出産手当 金、雇用保険の失業等給付(基本手 当)、友人・知人などから受ける見舞 金などは、この「保険金等」には当た りません。つまり、非課税です。

6. 支払った医療費から保険金など の収入を差し引いて確定?

前年中に支払った医療費の総額から 保険金などで補てんされる金額を差し 引くと、実質的な医療費の支出額が算 出されますが、この金額がそのまま医 療費控除額になるのではありません。 ここからさらに10万円(総所得金額 等が200万円までの人はその5%)を 控除します。この10万円という金額 は、一般的な世帯で毎年支出される通 常の医療費の範囲とされているもので す。

こうして、医療費控除額が算出されますが、控除額が200万円を超える場合でも、医療費控除額は200万円までです。

所得税の確定申告の時期は、通常は 毎年2月16日~3月15日ですが、還付 申告はそれ以外の期間でもできます。 なお、過去5年まで遡って還付金の申 告もできます。

2018年の確定申告から、医療費控除の提出時に、医療費の領収書の添付が不要になっています。ただし、領収書は5年間保管しておかなければなりません。医療費の還付金申告での疑問点、書き方などは、税理士や所轄の税務署にご相談ください。

(全国骨髄バンク推進連絡協議会 参 与 山崎裕一/監修:ファイナンシャ ルプランナー 黒田尚子)



障害

障害年金

障害年金は、病気やケガで生活や仕事が制限されるようになった場合、原則として20歳~65歳までの方が、受給できる公的年金制度の一つです。なお、公的年金制度(国民年金、厚生年金、共済年金)で支給される年金には、老齢年金、障害年金、遺族年金の三つの種類があります(表1)。

白血病など血液難病患者さんの治療は、薬物療法や造血細胞移植によって行われます。治療はとても厳しく過酷で、抗がん剤などの薬剤や放射線等の副作用、移植後のGVHDなどの障害が残り、生活や仕事が制限されるケースもでてきます。その障害の程度により、医療費や生活費を賄うための制度が「障害年金」です。

障害年金は、仕事で収入を得ていて も、基本的に減額されることはありま せん。二十歳前傷病の障害基礎年金の 場合、例外として所得制限はありますが、給与と調整されるものではないのです。また、認定外だった場合や、認定された障害の程度がその後に重くなった場合、再度、裁定申請して認められれば、支給額が増額されることもあります。

障害年金は、生活を支える経済的基盤となる公的制度ですので、内容をよく理解し活用しましょう。

I 支給の条件

1. 障害年金の支給要件

次の三つの要件(条件)をすべて満たした時に支給されます。

- ①病気やケガの初診日に、国民年金ま たは厚生年金等に加入していること
- ②障害の状態が、障害認定日において 障害等級表の1級~3級(国民年金

表 1 公的年金の種類

	基礎年金(国民年金)	厚生年金
老齢	老齢基礎年金 保険料を納めた期間などに応じた額	老齢厚生年金 保険料を納付した期間や賃金 ^{※1} に応じた額
障害	障害基礎年金 障害等級 ^{※2} に応じた額 (子がいる 場合には加算あり)	障害厚生年金 賃金 ^{**1} や加入期間、障害等級 ^{*2} に応じた額
遺族	遺族基礎年金 老齢基礎年金の満額に子の数に応じ て加算した額	遺族厚生年金 なくなった方の老齢厚生年金の3/4の額

- ※1 賃金とは、正確には「平均標準報酬額」といい、厚生年金への加入期間中の給与と賞与 (ボーナス)の平均額のことをいう。
- ※2 障害等級は、基礎年金と厚生年金で共通。障害厚生年金(2級以上)受給者は、同時に障害基礎年金を受給できる。 (厚生労働省HP 転載)

の場合は1級か2級)に該当すること

③保険料の納付要件(後述)を満たしていること

2. 初診日

「初診日」とは、障害の原因となった病気やケガについて、初めて病院(クリニック)で受診した日です。確定診断日ではありません。初診日に加入している公的年金の種類(国民年金、厚生年金、共済年金)によって給付を受ける年金の種類が違ってきます。必ず確認しましょう。

3. 障害認定日

「障害認定日」とは基本的に初診日から1年6カ月を経過した日を指します。または、1年6カ月前に病気やケガが治った日をいいます。なお、「治る」とは治癒のほか、病状が固定し、これ以上治らない場合も含まれます。

4. 保険料の納付要件

保険料の納付要件には次の二つがあり、いずれかを満たす必要があります。 初診日が2026年3月31日までは、 初診日の前々月までの直近1年間に保 険料滞納がなければ、保険料納付要件 を満たします。

あるいは、初診日の前々月時点で、全ての被保険者期間のうち3分の2以上が保険料納付済み期間か保険料免除期間であれば、保険料納付要件を満たします。

なお、国民年金は20歳から加入可能となりますが、加入していない20歳前に初診日、障害認定日がある場合には20歳に達した時点で一定の障害

があれば年金受給権が発生します (20 歳前傷病といいます)。20歳前に就職 して厚生年金等に加入している場合は 障害認定日に受給権が発生します。

Ⅱ. 支給される年金

1. 国民年金

障害等級1級、2級に該当すれば 「障害基礎年金」(表2) が支給されま す (障害基礎年金・国民年金に3級は ありません)。

障害基礎年金の額は、一律で定額です。2級を基準として、1級は2級の1.25倍です。また、障害基礎年金を受給できる人に、生計を維持されている年金法上の子(18歳の年度末までの子、または20歳未満の障害状態にある子)がいる場合、「子の加算額」がつきます。

2. 厚生年金・共済年金

障害等級1級、2級、3級に該当すれば「障害厚生年金」が支給されます。 障害等級3級に該当しない軽微な障害がある場合は「障害手当金」が一時金で支給されます。さらに、1級、2級に該当した場合は「障害基礎年金」も併せて受給可能です(表2)。

障害厚生年金の額は、標準報酬額によって変わりますが、一定条件を満たす(生計維持関係にある)65歳未満の配偶者がいる場合、配偶者の加給年金額が加算されます。

なお、2015年10月1日に「被用者 年金一元化法」が施行され、これまで 厚生年金と共済年金に分かれていた被 用者の年金制度が厚生年金に統一され ました。障害共済年金も同様で、保険

表2 障害年金の給付金額

障害の程度	年金・手当金の金額		
降音の住反	障害厚生年金・障害手当金	障害基礎年金	
1 級	報酬比例の年金額×1.25 + (配偶者の加給年金額)	977,125円+(子の加算額)	
2級	報酬比例の年金額 + (配偶者の加給年金額)	781,700円+(子の加算額)	
3級	報酬比例の年金額 (最低保障額 586,300円)	なし	
障害手当金	報酬比例の年金額×2 (最低保障額 1,172,600円)	なし	

※2020年度の金額

情報に役立つ

料納付要件が必要となるなど、取り扱いが変更になっています。

障害厚生年金額は**表2**のように算定 されます (2020年度)。

Ⅲ. 年金受給の請求手続き

1. 裁定請求

障害年金受給の請求手続きを「裁定 請求」といいます。裁定請求の結果、 受給できる年金は、初診日に加入して いた年金制度によって、表2のように なります。

- 2. 裁定請求は「年金請求書」に、次 の添付書類を添えて市区町村の担当 窓口または年金事務所(企業年金組 合、共済年金)に提出して申請(請 求)します。
- ①必須添付書類
 - ア. 医師または歯科医師の診断書
 - イ. 年金手帳または被保険者証
 - ウ. 請求者の生年月日の市区町村 長による証明書または戸籍抄本 または戸籍謄本

- ②受給者の状況により添付が必要な 書類
 - ア. 配偶者や子の生年月日および 請求者との続柄関係がわかる市 区町村長による証明書または戸 籍抄本または戸籍謄本
 - イ. 障害の状態にある子について は医師または歯科医師の診断書 ウ. 障害の状態にある子の傷病が 特定傷病の場合、X線フィルム

その他というのは受給者の状況によって添付する書類が必要になります。 提出する市区町村の担当窓口または年 金事務所によく相談して漏れのないようにしてください。

エ、その他

診断書は障害認定にあたり極めて重要な書類です。①のア、②のイとも医師・歯科医師が作成するとき、できれば同席して、事実と異なる記載をされないように、必要に応じて訂正を求めましょう。

なお、提出に当たっては、必ずコピーを取って保管し、裁定に不服の場

表3 障害の等級表 (年金の障害等級の目安、要約)

1 級	日常生活上の支障が相当程度あること(他人の介助がないと日常生活が成り立たない状態)
2級	他人の介助が必ずしも必要ではないが、日常生活が極めて困難で、制限を受 ける状態にあること
3級	仕事上の制限が相当あること

合、何が原因で不支給等の裁定になっ たのか確かめ、不服申し立てが行える よう準備をしておきましょう。

Ⅳ. 障害認定基準

障害認定は「国民年金・厚生年金保 険障害認定基準」に準拠して裁定され ます。

1. 障害の程度

障害の認定での「障害の程度」を要 約すれば、**表3**のとおりです。

1級 日常生活上の支障が相当程度 あること (他人の介助がないと日常生 活が成り立たない状態)

2級 他人の介助が必ずしも必要ではないが、日常生活が極めて困難で、 制限を受ける状態にあること

3級 仕事上の制限が相当あること

2. 障害等級認定基準

障害の程度の認定は、「障害等級認定基準」に基づき、診断書および X 線フィルム等の添付資料によって行われます。同一人について 2以上の障害がある場合、「障害等級認定基準」に加えて「併合等認定基準」により障害の程度が判断されます。

「障害等級認定基準」は、障害の部位・機能別に分類され、眼、聴力

(耳)、鼻腔、平衡機能、そしゃく機能、言語機能、肢体(上肢、下肢、体幹・脊柱、肢体の機能)、精神、神経、呼吸器、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、代謝疾患、悪性新生物、高血圧、その他の疾患による障害、重複障害の19の項目ごとにそれぞれの認定基準が定められています。

V. 血液疾患の場合の障害認定 基準

病状の他に、薬物療法や放射線等の 治療による副作用はいろいろな形で現 れます。特に、骨髄移植などの造血細 胞移植を受けた患者さんは、移植後の 移植片対宿主病(以下 GVHD)によ り複合的な障害が残り、日常生活や仕 事に大きな制約を受けることも少なく ありません。しかし、裁定請求を行っ ても、ほとんどが障害等級に該当しな いと判定され、障害年金を受けられな いという問題がありました。

2017年12月1日、厚生労働省・日本年金機構が「血液・造血器疾患による障害」認定基準の一部改正を行いました。この改正では、造血細胞移植患者の障害認定に当たっては、GVHDによる複合的な障害を総合的に評価して障害認定されるよう改められまし

た。これによって、障害年金をあきらめていた患者さんも、徐々に障害年金を受給できるようになりつつあります。

これまでの障害等級の認定(裁定)では、内部障害者の臓器障害(心臓、肝臓、腎臓、肺)の等級は、それぞれ個別臓器ごとに評価されていました。しかし、血液疾患患者(特に、骨髄移植などの造血細胞移植を受けた患者さん)は、それぞれの臓器障害は軽度でも、トータルすると重い障害を抱えている方が多かったのです。今回の政状を踏まえ、日本造血細胞移植学会や全国の血液内科医師、患者会などが、長年要望してきた成果が実った結果といえるでしょう。

VI. 請求の時効

支給事由にかかわらず、年金は裁定 請求しないと支給されません。年金の 給付の時効は5年ですから、請求す る権利が発生してから5年の間に裁定 請求をしないと給付を受ける権利を失 うことになります。

受給できる可能性があるにもかかわらず、受給申請手続きをしていない方は、初診日や障害認定日(初診日から1年6カ月)がいつであったかを確認し、速やかに、市区町村の担当窓口あるいは年金事務所などで相談してみましょう。

また、通院(入院)されている病院の医療相談室・相談支援室のMSW(メディカルソーシャルワーカー)などに、事前にご相談されるとよいでしょう。

なお、2013年度から厚生労働省の 「がん患者の就労に関する総合支援事業」の一環として、全国のがん診療連 携拠点病院のがん相談支援センターに、社会保険労務士や産業カウンセラーなどによる相談窓口を設けているところも増えてきました。障害年金の請求(申請)手続きの代行は、社会保険労務士が有料で行っていますが、相談は無料です。障害年金に特化した社会保険労務士であれば、いろいろなノウハウを持っており、有益なアドバイスを提供してくれるはすです。

WI. 障害年金受給中に障害が重 くなった場合

すでに障害年金の支給を受けている 方が、その後に障害が重くなったとき は、「障害給付額改定請求書」に診断 書及び必要な書類を添付して手続きを 行います。認定されれば障害等級の改 定が行われ、新たな等級の障害年金が 支給されます。手続きは、最初の裁定 請求手続きと同じ窓口です。

Ⅷ. 事後重症による障害年金

™の場合と類似していますが、「事後重症」とは、障害認定日において政令で定める程度の障害の状態に該当しなかったため、障害年金を受給できなかった方が、その後65歳に達する日の前日までに、障害の状態が重くなり、政令で定める障害の程度の障害に該当するに至った場合、請求によって「事後重症による障害年金」として支給されるというものです。

この事後重症による請求の場合、請求した日の翌月から支給されますので、該当すると思ったら、早めに請求手続きを行いましょう。

ただし、老齢基礎年金を繰り上げて 受給している場合、事後重症による請 求はできません。

IX. はじめて2級による障害年金 (基準障害による障害年金)

すでに発症している傷病による障害 の程度とその傷病の初診日以後に初診 日のある新たな傷病による障害の程度 を併合して初めて、障害の程度が2級 以上に該当する状態に至った場合、そ の傷病が「基準傷病」と定義されます。

そして、先発の障害と後発の障害を 合わせて「基準障害」といい、それに 対して1級または2級に該当すれば 「はじめて2級による障害年金」とし てそれぞれの給付金額が支給されます。

なお、この場合、保険料納付要件は 基準傷病(新たな傷病)について問わ れることになるので、注意しましょう。

X. 年金の裁定の通知

- 1. 裁定の結果、年金等級が決定の場合、証書が送付され、当該等級年金額の振込通知書が送付されてきます。
- 2. 加入条件、納付条件を満たしていないために却下された場合は却下通知書が送付されてきます。
- 3. 障害程度が年金支給等級に該当しなかった場合、不支給決定通知書等が送付されてきます。

XI. 不服申し立て

裁定結果(原処分)の等級、不支給に不服の場合には、処分のあったことを知った日の翌日から60日以内に厚生労働省地方厚生局内の社会保険審査官に審査請求を行うことができます。

社会保険審査官の行った決定に不服 のあるときは、決定書の謄本が送付さ れた日の翌日から60日以内に、再審 査請求を行うことができます (費用無料)。

以上、障害年金の仕組み、請求の手続き、認定の基準などの概要について紹介いたしました。しかし、年金に関する法律の定めは大量かつ複雑でなかなか理解が難しいところがあります。この分野専門の社会保険労務士やMSW(メディカルソーシャルワーカー)にご相談され、障害年金の受給に活かしていただければと思います。

なお、前項(気になる医療費)ならびに本項(障害年金)に関しては、ファイナンシャルプランナーの黒田尚子さんのアドバイスとご指導をいただきました。謝意を表します。

情報に役立つ

また、国立がん研究センター「がん情報センター」のHP、パンフレット「ここが知りたい・お金のはなしシリーズ」(中外製薬)などを参考にし、一部引用させていただきました。あわせて謝辞を表します。

(全国骨髄バンク推進連絡協議会 参与 山崎裕一/監修:ファイナンシャルプランナー 黒田尚子)



£110 £111

患者と家族への基本情報

患者家族が必要とする基本情報

白血病や再生不良性貧血など重症血 液疾患の患者さんやご家族の皆さん が、闘病してゆくためには、さまざま な分野の情報と支援が必要とされると 思われます。必要な情報と支援制度は 大別すると、①医療関係に関する情 報、②医療費の軽減および生活支援-一の二つになります。

最初に、がんについての基本的情報 と心構えなどについて、国立がん研究 センターの出版物を引用し説明いたし ます。

国民の2人に1人はがん、 6割は治癒

日本では、がんの罹患率は上昇して おり、男性の63%、女性の47%と、 国民の2人に1人はがんにかかかって います。もはや「他人事」ではなく 「自分のこと」として考えなければな らない時代なのです。

がんは国民の死亡原因の第1位です が、医療の進歩により治癒(5年生存 率)は62%と徐々に改善されてきま した。がんは今や不治の病ではなく、 希望をもって闘病に立ち向かう時代に なっています。また、がん患者の30 %近くが20歳から65歳未満の働く世 代で、働きながら治療する時代でもあ ります。

治療後の生活を考える時代

がん治療後に普通の生活が送れるよ

うになっても、肉体的、精神的なつら さを抱えて、職場や周囲の理解を得ら れないなど、生活に困難を感じている 患者さんも少なくありません。特に 「がんと就労」の問題は大きく、就労 支援が社会全体のテーマとなっていま

がんになっても仕事を続けること は、経済的安定のためだけではありま せん。生きがいを感じながら生活がで きるように、家族や職場、医療者、地 域、行政など社会全体で支え合うこと が求められています。

米国を発祥として「がんサバイバー シップ」という考え方が提唱されてい ます。これは、治療を受けて「その後 を生きていくプロセス」のことで、が んを前向きにとらえ、患者さんと家族 の心、その周囲の社会生活まで包括的 に考えることです。

信頼できる情報を集め活用を

がんと告知されたら、誰でもショッ クを受け、不安になるのは当然です。 自分一人で抱え込んだりせずに、でき るだけ家族や周囲に打ち明け、今の気 持ちを聞いてもらったり、相談したり してみましょう。

また、自分の病名や治療について、 しっかりと理解することで、気持ちが 落ち着き冷静に受け止められるように なります。何よりも、エビデンス(科 学的根拠) のある正しい医療情報を集 め、納得して治療を進めることが、治 療や療養生活を送るうえでとても大切

表1 がん情報さがしの10カ条

1	情報は"カ"。あなたの療養を左右することがあります。活用しましょう。 いのち、生活の質、費用などに違いが生じることもあります。
2	あなたにとって、いま必要な情報は何か、考えてみましょう。 解決したいことは?知りたいことは?悩みは?メモに書き出して。
3	あなたの情報を一番多く持つのは主治医。よく話してみましょう。 質問とメモの準備をして。何度かに分けて相談するのもよいでしょう。
4	別の医師の意見を聞く「セカンドオピニオン」を活用しましょう。 他の治療法が選択肢となったり、今の治療に納得したりすることも。
5	医師以外の医療スタッフにも相談してみましょう。 看護師、ソーシャルワーカー、薬剤師なども貴重な情報源です。
6	がん拠点病院の相談支援センターなど、質問できる窓口を利用しましょう。 がん病院、患者団体などに、あなたを助ける相談窓口があります。
7	インターネットを活用しましょう。 わからないときは、家族や友人、相談支援センターに頼みましょう。
8	手に入れた情報が本当に正しいかどうか、考えてみましょう。 信頼できる情報源か、商品の売り込みでないか、チェックして。
9	健康食品や補完代替医療は、利用する前によく考えましょう。 がんへの効果が証明されたものは、ほぼ皆無。有害なものもあり要注意。
10	得られた情報をもとに行動する前に、周囲の意見を聞きましょう。 主治医は?家族は?患者仲間は?あなたの判断の助けになります。

(国立がんセンター がん対策情報センター 2008年2月)

です。

自分の病状や治療について知るに は、まず主治医や担当医としっかり話 し合うことです。担当医に話しにくい ことやその医師の話に疑問や不安があ るとき、治療方法を決めることに心配 があるときなどでは、セカンドオピニ オンでほかの医師の話を聞く方法もあ ります。

そのほかにも、看護師や相談支援員 などの医療スタッフに話を聞いてもら ったり、がん診療連携拠点病院や小児 がん診療拠点病院のがん相談支援セン ター、地域の図書館等を利用したりす る方法もあります。

インターネット (ウェブサイト) で 情報を探す場合は、国立がんセンター のがん対策情報センターが発信してい る「がん情報サービス」や各医学会の サイトなど、公的なものから検索され ることお勧めします。「がん情報さが しの10カ条」(表1) が大変参考にな ります。

経済的負担軽減の公的支援制度

白血病などのがん治療が始まると、 「高額な治療費をどうしよう? | など 経済的な不安に陥りがちです。治療が 長期化し、高額な治療を何回も行う場 合もありますし、今まで通り働けず、 収入が減ってしまう可能性もあるから です。

でも、ご安心ください、わが国には 「国民皆保険制度」が導入されていま

F 112

情報に役立つ

患者と家族への基本情報

表2 役に立つ医療情報サイト

表2 役に立つ医療情報サイト 		
○医療情報サイト		
国立がん研究センター「がん情報サービス」	国立がん研究センターがん対策情報センターが運営しているサイトです。がんについて信頼できる、最新の正しい情報をわかりやすく紹介しています。 https://ganjoho.jp/public/index.html	
米国国立がん研究所「がん情報サイト」	米国国立がん研究所 (NCI) が配信している世界最大最新の包括的がん情報データベースPDQ® (Physician Data Query) の日本語版をはじめとする、がんに関する情報を配信するサイトです。http://cancerinfo.tri-kobe.org/	
MSDマニュアル家庭版	世界的な製薬企業MSD社(メルク社)の医学百科サイトです。 病気の新たな治療法や予防法の開発から、助けの必要な人々の支援まで、世界中の人々の健康や福祉の向上に取り組んでいます。 https://www.msdmanuals.com/ja-jp/	
がんナビ	日経メディカル社の「がん患者」向けのサイトです。がんの治療 や患者さんの日々の生活をナビゲートしています。 https://medical.nikkeibp.co.jp/inc/all/cancernavi/	
キャンサーネットジャパン	認定NPOキャンサーネットジャパンのサイトです。がん患者が本人の意思に基づき治療に臨むことできるよう、科学的根拠に基づく情報発信を行っています。患者・家族向けの冊子やビデオによる専門医師の講演も見られます。 https://www.cancernet.jp/	
○関係機関・学会のサイ	, 	
厚生労働省	国の医療、健康、年金、児童家庭、労働などについて所管する厚生労働省のサイトです。 https://www.mhlw.go.jp/	
公益財団法人日本骨髄バ ンク	公益財団法人日本骨髄バンクは、造血幹細胞提供機関として国からの許可を受け、骨髄バンク事業を行っている唯一の公的機関です。患者さんとご家族、ドナーの方々への情報を公開しています。パソコン、タブレット、スマートフォンにも対応しています。https://www.jmdp.or.jp/	
日本赤十字社<造血幹細 胞移植情報サービス>	日本赤十字社は、造血幹細胞提供支援機関として国からの指定を受け、その業務の一環として情報提供サイト「造血幹細胞移植情報サービス」を公開しています。このサイトでは、骨髄バンクやさい帯血バンクの情報を一つにわかりやすくまとめています(パソコン、タブレット、スマートフォンに対応しています)。https://www.bs.jrc.or.jp/bmdc/index.html	
一般社団法人日本血液学 会(日本臨床血液学会)	全国の血液疾患の専門医師が集う医学会のサイトです。診断や治療法のガイドラインなども掲載されており、血液疾患の標準治療を知ることが出来ます。 http://jshem.or.jp	
一般社団法人日本小児血 液・がん学会	全国の小児科で血液・がん研究を行っている専門医師が集うサイトです。治療法のガイドラインや小児血液疾患の標準治療を知ることが出来ます。 https://www.jspho.jp/	

一般社団法人日本造血細 胞移植学会	全国の造血細胞移植に関わる医師、看護師、コーディネーターなどが参加している医学会のサイトです。造血細胞移植のガイドライン、長期フォローアップのガイドラインなどを知ることが出来ます。 https://www.jshct.com/
一般社団法人日本造血細 胞移植データセンター	日本全国で実施された造血細胞移植について、すべてのデータを 集約し、移植成績の解析などを掲載しているサイトです。各病院 の移植数(造血幹細胞別)などの統計データも掲載されています。 http://www.jdchct.or.jp/
日本組織適合性学会	HLA型(ヒト白血球抗原)や細胞の組織適合性についての専門家が集う医学会のサイトです。 http://jshi.umin.ac.jp/
特発性造血障害に関する 調査研究班(良性の血液 疾患に関する情報)	再生不良性貧血、溶血性貧血(自己免疫性溶血性貧血、発作性夜間へモグロビン尿症)、骨髄異形成症候群(不応性貧血)、骨髄線維症の4疾患を対象として、疫学・臨床病態・予後・治療の解明を目的としています。 http://zoketsushogaihan.com/
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染といった健康被害に対して、迅速な救済を図り(健康被害救済)、医薬品や医療機器などの品質・有効性および安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し(承認審査)、市販後における安全性に関する情報の収集・分析・提供を行う(安全対策)ことを通じて、国民保健の向上に貢献することを目的としています。https://www.pmda.go.jp/

す。これによって、日本では、赤ちゃんからお年寄りまで、誰でも何らかの公的医療保険制度(健康保険)に加入することになっているのです。病気になった場合、全国どこの病院・診療でも自由に受診できますし、窓所でも自由に受診できますし、、でも診察・治療が受けられます。医療費の自己負担が決められていますし、毎月の医療費が高額になっても、限度額までに抑えられる仕組みもあります。

しかし、自己負担額の軽減や支援制度は、病院や健康保険組合、自治体が自動的に手続きしてくれるわけではありません。患者さん本人やご家族が公

的医療保険制度や支援制度などをよく 理解し、自ら申請手続きを行う必要が あります。

以上、国立がん研究センター「がんとお金の本」より引用(一部は追記しています)

医療情報の収集、基本的な理解

白血病など重い血液疾患は突然発病し、かつては「助からない病気」とされましたが、現在ではさまざまな治療法によって、患者さんは病気を抱えながらも普通の社会生活を営み、厳しい闘病に打ち勝って治癒される患者さんも多くなってきています。

まずは、主治医から「自分の病気や 病状、そして治療法と見通しについ

£114 £115

て」をよく聞いてください。その上 で、患者さんとご家族でよく話し合っ て、病気と治療法を理解し闘病に立ち 向かってください。治療法について は、主治医などの先生方と納得ゆくま で何度も話し合うことが必要で、説明 と同意のもとに治療方針が決定され治 療が行われます。

本ハンドブックでは、最初の章とし て「専門家からのアドバイス」とし て、各分野の専門医師の方々や看護 師、メディカルソーシャルワーカー (Medical Social Worker: MSW)、栄 養士、患者さん、ご家族の皆さんなど からのアドバイスも掲載しています。

情報を集めるための手段は、最近で は情報公開制度とインターネット(ウ ェブサイト、SNS) の発展により、多 くの医療情報が容易に取得できる時代 となっています。ただし、病気や治療 法での検索サイトでは、企業や病院・ クリニックのPR・宣伝と思われるも のが検索上位に出てくることも多く、 本当に正しい医療情報とは限りませ ん。特に免疫療法や代替療法、最新療 法、健康食品などの用語検索では、十 分な注意が必要です。

信頼できる情報サイト、例えば「国 立がん研究センター・がん情報センタ ー|サイトや関係学会の「日本血液学 会、日本造血細胞移植学会|サイトな どから、標準治療法(学会のガイドラ インなど科学的根拠に基づく治療法の こと) についての情報を得て、自分の 病気・病状にあった治療法を理解する ことをお勧めします。

「知は力」です。正しい情報は生き る希望となり力を生み出す源泉です。 ご参考として「役に立つ医療情報サイ

ト | (表2) を掲載いたしますので、 必要に応じてご活用ください。

Ⅰ. 治療方法の選択、自己決定

インフォームドコンセント

病気については、主治医から詳しく 説明してもらうことが何よりも基本で す。主治医から患者さんに対し、病 名、病気の内容と状況、治療方針、予 後(治療後の状況)などについて十分 な説明を受け、患者さん自身が理解し 同意・決断したうえで、治療方法を選 択することを「インフォームドコンセ ント」といいます。欧米、特にアメリ カでは、医師が患者に診断内容を正確 に説明すること、命にかかわる「がん 告知」もきちんと行うことが制度化さ れていました。近年、わが国において もその必要性が認識され、どこの医療 機関においても実施されるようになっ ています。詳しくは、上21ページの 「インフォームドコンセント」をご参 照ください。

セカンドオピニオン

白血病などをはじめ「がん」治療 は、命にかかわる病気であるため、そ の治療方法を選択することは大変重い 決断になります。欧米、特にアメリカ では、医師が患者に「診断内容と治療 法や予後について説明した |後に、 「私の診断や治療方針に疑念があった り、他の医師に違う治療法について聞 きたいという希望があったりしたら、 遠慮なく申し出てください。セカンド オピニオンを受けますか? | と普通に 聞かれます。

患者の自己決定権を明確にするため

に発達してきた制度ですが、近年、わ が国においてもその必要性が認識さ れ、紹介状は健康保険の診療点数が付 与されたこともあり、ほとんどの医療 機関で実施されています。セカンドオ ピニオン外来を設置している病院もあ ります。

白血病の治療方針は、自分の生命を かけた決断になります。自分の意思を しっかり決め自己決定をするのですか ら、「心から納得の行くまでいろいろ な説明を聞きたい、他の病院の医師 の説明も聞きたい」と思われたら、 遠慮なく主治医・担当医に申し出て ください。詳しくは、上22ページの 「セカンドオピニオン」をご参照くだ さい。

Ⅱ. 看護師、メディカルソーシ ャルワーカー、臨床心理士 などの支援

大学病院や公的病院の大規模病院な どには、患者さん・ご家族に対する支 援部門として、「相談支援センター」 「医療福祉相談室」といった名称の組 織、MSWなどを配置し、患者さんや ご家族のさまざまな医療や医療費の 相談、精神面の相談などを行ってい ます。

病院のスタッフで最も頻繁に会話 し、病状を把握しているのは看護師さ んです。看護師に相談すれば、主治医 と異なる観点からのサポートなどを受 けることが出来ますし、臨床心理士と いう専門職がいる病院もあり、メンタ ルケアのサポートを受けることもでき ます。病院の異なる職種の方々の連携 により、さまざまなサポートや情報支 援サービスを受けることができますの で、遠慮なく相談し活用されることを お勧めいたします。

Ⅲ、患者相談窓口

患者さんやご家族は、誰かに心配な ことを聞いてほしい、相談したいと思 われることが多いのではないでしょう か。とりわけ発病初期の患者さんやご 家族は、不安の真っただ中に陥ってい る方もおられるでしょう。また、闘病 も長期にわたると不安も増大するかも しれません。

そのような方のために、患者相談窓 口があります。相談は対面での直接的 な方法や電話、ファクス、メールなど による間接的なものがあります。公的 な相談窓口としては、例えば、国立が ん研究センターや各都道府県のがん拠 点病院、小児がん拠点病院で行われお り、また一部の保健所・市町村などで も実施されています。さらに、民間の 医療関係団体、患者会などで相談窓 口を開設しているところがあります ので、自分に合ったかたちで、相談 窓口を利用・活用されると良いでし よう。

最近では、行政や病院、そして患者 会などによる医療講演会や医療相談会 が各地で行われるようになっており、 こうした機会で相談されることも有益 と思います。ご参考として電話相談を 行っている機関・団体(表3)を掲 載・紹介いたします。

「白血病フリーダイヤルト

全国骨髄バンク推進連絡協議会で は、1996年7月から毎週土曜日、患者 さん・ご家族の皆さんからの電話相談 を受ける窓口「白血病フリーダイヤ

F 116

情報に役立つ

表 3 患者相談窓口

20 总有相談念口	
独立行政法人国立がん研究センター	・がん情報サービスサポートセンター TEL: 0570-02-3410 開設時間 平日10:00~15:00(土日祝日、年末年始を除く)
公益財団法人日本対がん 協会	・がん相談ホットライン TEL:03-3541-7830 開設時間 10:00~18:00(祝日を除く毎日)
	・医師による面接相談(予約受付時間) TEL:03-3541-7835 開設時間 月〜金10:00〜17:00
独立行政法人国立成育医療センター	・小児がん医療相談ホットライン TEL:03-5494-8159 開設時間 平日10:00~16:00
公益財団法人がんの子ど もを守る会	・病気や療養生活の相談 TEL: 03-5825-6312(東京) TEL: 06-6263-2666(大阪) 開設時間 平日10:00~17:00
	・小児がんこどもでんわ相談室 20歳以下の子どもからの電話相談 TEL: 0120-307-164 開設時間 平日10:00~17:00
NPO血液情報広場つばさ	・つばさ血液相談センター TEL:03-6228-0230 開設時間 火曜日・木曜日12:00~17:00(祝日を除く)
認定NPO全国骨髄バン ク推進連絡協議会	・白血病フリーダイヤル TEL:0120-81-5929 開設時間 土曜日 10:00~16:00 (毎月第2、第4土曜日は血液専門医相談受付)

上記のほか全国のがん診療連携拠点病院に、がん相談支援センターが設置されています。詳細は「がん情報サービスサポートセンター」のホームページをご参照ください。

ル」を開設し、これまで延べ1,224回にわたり相談をお受けしています(2020年3月末現在)。相談料は無料で、電話代もフリーダイヤルで無料です。疑問や困ったことなど何でもお気軽にご相談ください。電話番号は0120-81-5929です。

相談員は首都圏の有志17 人(元患者や家族、看護職、社会福祉有資格者

など)が交代で当たっています。また、毎月の第2・第4土曜日には血液内科・小児科の十数人の専門医が、多忙の中ボランティアとして病気や治療法などの相談に交代で当たっています。

開設から2020年3月までの24年間 で寄せられたご相談件数は、延べ 8,655件となっており、1日平均8.0件

表4 患者会、患児の親の会

X	
一般社団法人グループ・ ネクサス・ジャパン	悪性リンパ腫の患者さんやご家族に適切な医療情報や交流の場を提供するとともに、患者さんやご家族の医療環境を向上するための調査研究や政策提言などを行うことを目的とする全国患者団体。
日本骨髄腫患者の会	多発性骨髄腫の患者さんとそのご家族の闘病の道が少しでも平た んであるようにと願い活動している。
再生つばさの会	再生不良性貧血(AA)及び関連する疾患〔骨髄異形成症候群(MDS)・発作性夜間ヘモグロビン尿症(PNH)・ファンコニー貧血(FA)・ダイアモンドブラックファン貧血(DBA)・先天性角化不全症(DC)・シュワックマン・ダイアモンド症候群(SDS)〕と診断された患者さんとその家族によって構成し、病気の苦しみと不安をなくすために、会員同士が互いに励まし助け合い、病気に対する認識の向上と、治療方法の情報交換を行っている。
公益財団法人がんの子ど もを守る会	患児家族が直面している困難・悩みを少しでも軽減すべく、多く の方々の支援のもとに活動をしている団体。
NPO 血液患者コミュニ ティももの木	理事長の田中祐次医師(血液内科医)を中心として患者さん、ご 家族や関係者が気軽に交流できる場を提供。
フェニックスクラブ	患者の闘病体験や交流会企画の紹介などを掲載した通信を毎月一回発行。全国各地で「病歴自慢」を中心とした交流会を年に数回開催。患者向けのパンフレットをこれまでに 5 冊発行。患者・元患者本人が運営している。
若年性がん患者団体 STAND UP!!	35歳までにがんにかかった若い人たちが集まってつくった団体。 若者や思春期のがん患者は学業や就職、結婚などの悩みが尽き ず、治療法も異なる場合があります。患者さんたちに「ひとりで 悩まないで」と呼びかける。
NPO血液情報広場・つばさ	血液疾患の治療と医療、闘病に関する最新情報を、患者・家族の 視点で収集して発信。全国各地での医療講演会・相談会の開催。 医療や行政や企業からの患者さんに届けたい情報の効果的な発信 のサポート。

ですが、専門医相談日には11件と通常の1.4倍多くなります。相談時間は 1件当たり30分前後ですが、苦悩が深い場合は当然長い相談になります。

相談者は、患者さんご本人が38%、患者さんの親が21%で、配偶者が18%、患者さんの子ども16%、その他(祖父母・叔父叔母、友人、上司など)の順となっています。年々患者さんご本人からの相談が多くなってき

ています。患者さん自身が、ご自分の 病気を知りたい・治したいという意識 が強くなってきているように感じられ ます。

相談の内容は、治療法や病気の見通しが約68%と圧倒的に多く、その他医療費、精神的問題(不安・ショック・人間関係・就職問題など)、骨髄バンク・さい帯血バンク(患者登録方法、検索方法等)などが続きます。最

F 118

情報に役立つ

患者と家族への基本情報

表5 骨髄バンク推進団体、その他の支援・関連団体

XO 日晚//// / TREEDH	(この間の人)版 利圧団件
認定NPO全国骨髄バンク推進連絡協議会	公的骨髄バンクの早期設立運動から始まり、全国的に骨髄バンク運動を展開しているボランティア組織。骨髄バンクを育てる提言活動や造血細胞移植にともなうさまざまな普及啓発活動、患者支援、ドナー支援の活動をしている。患者支援活動としては、毎週土曜日に実施している無料電話相談「白血病フリーダイヤル」の他、各種給付基金の運営もしている。会員は全国各地で草の根運動をしているボランティア団体や患者会などの団体で構成されている。
NPO関西骨髄バンク推 進協会	大阪府内において、骨髄バンクドナー登録、普及啓発活動を実施、血液難病患者支援として関西地区で講演、チャリティイベント等を行っている。
日本ホスピタル・ホスピ タリティ・ハウス・ネッ トワーク	子どもが重い病気になると、自宅を離れて遠い専門病院で治療を受ける子どもたちが大勢います。見舞いや看護に通う家族が安価で滞在でき、子どもが外泊できる時は親子が安心して泊まれる宿泊施設が必要になります。こうした宿泊施設を紹介するネットワークです。 (大人の患者の場合でも使えるハウスもあります) JHHHネットワークは、全国に点在するホスピタル・ホスピタリティ・ハウスのネットワークです。
一般社団法人メイク・ア・ウィッシュ・オブ・ジャパン	病気の子どもたちの夢を実現する手助けを行い、子どもと家族や 周囲の方々に勇気を与えることに加え、社会における非営利組織 の存在の重要性を自覚し、社会貢献の「場」を提供する有意義な 存在となることを目指している。
夏目雅子ひまわり基金	がんなどの治療の副作用による脱毛に悩む方々へ、かつらの無償 貸与を行っている。
キャンサー・ソリューションズ株式会社	がん体験者の就労・雇用支援に関する提言などを行っている。
ささえあい医療人権セン ターCOML	「賢い患者になりましょう」を合言葉に、患者の主体的な医療への 参加を呼びかけている団体。
NPOキャンサーネット ジャパン	がん患者が本人の意思に基づき治療に臨むことができるよう、患者擁護の立場から、科学的根拠に基づくあらゆる情報発信を行っている。

※表3~表5は、日本骨髄バンクのサイトを引用掲載(一部は追加修正)しました。

近は海外からも相談が寄せられるようになっています。詳しくは、上18ページの「白血病フリーダイヤル」をご覧ください。

Ⅳ. 患者会・患児の親の会

全国各地には、患者さんとそのご家 族による情報交換を目的にした患者会 があります。患者会は、つらい体験を している同病の仲間として相互に忌憚 のない会話を通じて、励まし合い闘病 に役立つ情報の交換を行う場となって います。

海外では、セルフヘルプグループと 呼ばれる当事者団体として、大きな発 言力を持つ存在となっています。いく つかの団体ではシンポジウムやセミナー と併設あるいは単独の患者面接相談会 を開催しています。また、専門家であ るメディカルソーシャルワーカーによ る相談を実施している団体もあります。

患者さんが小児の場合、両親は告知や治療法の選択、他の子どもたちとの関わりなど悩みも複雑になりますが、近年は小児の白血病の治癒率は格段に高くなりました。治療後を見据え、将来をどのように過ごしていくかを考え、教えなければなりません。親同士の情報交換や癒やしの場・共感の場・問題解決の場として、病院や各地域に患児の親の会が多くあります。あなたの悩みをきっと和らげてくれるはずです

血液疾患の患者会、患児の親の会など (表4) を掲載・紹介します。なお、各都道府県や病院単位で組織された患者会は、全国に多数あるため掲載は省略しました。

V. 骨髄バンク推進団体、その 他の支援団体

白血病など重症血液疾患の患者さんを救命するには、造血細胞移植が治療法として大きな位置を占めています。その造血細胞移植では、善意の提供者(ドナー)が必要とされます。骨髄バンクのドナー登録推進活動は、その多くは市民ボランティア団体が担っており、全国各地にあります。

骨髄バンク推進団体のボランティア 活動は、単なるドナー登録推進運動に とどまらず、献血推進運動とともに、 全国各地において「市民が相互に助け 合い、より良い地域医療を造ろう」と いう市民・国民運動ともなっていま す。そして、患者とその家族の方々 の励まし、闘病を支える活動をして います。

全国には、患者さんの闘病生活を支えるさまざまなボランティア団体や看護をされるご家族の支援などをする団体もあります。そうした多方面から患者さん・ご家族の皆さんをサポートしている全国的な団体(表5)を紹介します。

VI. 民間助成基金・助成制度に ついて

白血病などの患者さんで経済的に困 窮している方々へ、民間基金などで助 成している団体があります。その概要 を下記に掲載します。基金の内容や申 請方法など詳細は、各団体・基金にお 問い合わせください。

1 認定NPO全国骨髄バンク推 進連絡協議会

問い合わせ電話 03 - 5823 - 6360 〇佐藤きち子記念「造血細胞移植患者 支援基金」

造血細胞移植を行う患者さんで、経済的に困難な方々を助成する基金。助成上限額は30万円。

〇志村大輔基金

血液疾患患者で経済的に困難な方々で、分子標的薬治療の費用および男性 患者で不妊対策としての精子保存費用 を助成する基金。分子標的薬の助成額 の年間上限額は30万円。精子保存で は助成上限額は20万円(最長5年間)。

〇こうのとりマリーン基金

血液疾患患者で経済的に困難な女性 患者さんで、治療に伴う不妊症対策と しての未受精卵子保存費用を助成する

基金。助成上限額は10万円。

2 公益財団法人がんの子どもを守る会

問い合わせ電話 03-5825-6312 (東京) 06-6263-2666 (大阪)

〇療養援助事業

小児がんの患児・家族を対象に、病状により、また遠隔地での治療や未就学児のきょうだいがいる場合など、社会的・経済的に困難な状況を抱えている患児・家族に対する援助。助成上限額は20万円。

〇アフラック小児がん経験者奨学金制 度

18歳未満の小児がん経験者で、高 等学校などへの進学する方で、経済的 理由で就学困難な方を支援する返済不 要な奨学金制度。給付額は月額2万円。

3 認定NPOゴールドリボン・ネットワーク

問い合わせ電話 03-5944-9922

〇GRN小児がん交通費等補助金制度

経済的に困難な家庭の方で、小児が んの診断・入院治療ため、遠隔地への 交通費・宿泊費の支援補助。助成上限 額は50万円(年間)。

〇はばたけ!ゴールドリボン奨学金

小児がん経験者で大学などへの進学する方で、経済的理由で就学困難な方を支援する返済不要な奨学金制度。給付額は月額4万円。

〇お子様用ニット帽子プレゼント

小児がん治療で髪の毛にお悩みの方へはニット帽子を無料プレゼント。 詳細は下記ホームページを参照してください。http://www.goldribbon.jp/informations/180628.html

(全国骨髄バンク推進連絡協議会

参与 山崎裕一)

患者付き添い家族宿泊施設

白血病やその他のがん患者さんたちは、高度専門医療が受けられる施設を求めて、自宅から遠く離れた専門病院で治療を行うケースが多く、期間も長期に及ぶことがほとんどです。

小さな子どもが患者さんの場合は母親などが看護のために付き添うことは患者さんの情緒安定のためには必要、成とです。しかし、患者さんにはならい。しかし、患者さんにはなられる看護体制を維持する必要がありになっため付き添いは面会時間で家院がありにする。患者さんが小児ではって利用できる右が小児でなります。患者さんが小児でなります。患者さんが毎日面会になりでするなが必要な場合もあり、宿泊施設の必要性は同じようにあるのです。

かつては、患者さんのご家族は重い 経済的負担を負って、近くのホテルや 旅館に宿泊したり、アパート、マンションなどを賃借したりしてもっぱら自 力で解決せざるを得ませんでした。し かし、近年徐々に患者家族宿泊の環境 が整いつつあります。

長期滞在患者付き添い家族宿泊施設 は、次のような機能を果たせる施設内 容と運営システムが必要です。

- ①利用料金が安価で患者・患者家族の 経済的負担を少しでも軽減できる水 準である
- ②看病での精神的・身体的疲労を癒や

せる快適な施設内容を備えている ③施設利用者に対して必要な医療福祉 様報やよび精神的なアサービスな担

③施設利用者に対して必要な医療福祉 情報および精神的ケアサービスを提 供できるシステムを備えている

以上の機能を少しでも果たすことを 目的として、それぞれの病院や各地の ボランティア団体が小規模ながら長期 滞在患者付き添い家族宿泊施設(表1) を開設しており、多くの患者さんのご 家族に利用されています。

情報に役立つ

本誌に掲載されているデータは日本ホスピタル・ホスピタリティ・ハウス・ネットワーク(JHHHネットワーク)のご厚意により、同ネットワークのサイトから転載しました。データは全て2020年3月時点の情報となります。毎年3月に更新されますので、詳細情報に関しては、同サイトをご覧になり、最新情報をご確認ください。

JHHHネットワーク http://www.jhhh.jp/

なお、この情報サイトに掲載されていない宿泊施設もある場合がありますので、入通院される病院の医師、看護師、相談支援室などにご確認下さい。※同サイトはお子さんの患者さんのご家族向け(専用)の施設や、病院・診療科目の指定がある施設も多数掲載されています。各施設の利用に関する基準等をご確認の上、各施設に直接ご連絡いただいた上でご利用ください。





患者付き添い家族宿泊施設

表1 全国の患者付き添い家族宿泊施設

衣	▼Ⅰ 至国の忠者行き添い豕族佰冶施設					
	施設名	所在地	指定 病院	運営団体/連絡先		
● ‡l	上海道					
1	ドナルド・マクドナル ド・ハウス さっぽろ	北海道札幌市	無	ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン 011-688-4533(ハウス直通)		
2	日鋼記念病院ファミリーハウス	北海道室蘭市	有	社会医療法人 母恋 日鋼記念病院 0143-24-1331 (代)		
3	旭川ファミリーハウス	北海道旭川市	無	北海道骨髄バンク推進協会旭川支部 0166-27-1414		
4	札幌医大病院ファミリ ーハウス	北海道札幌市 中央区	有	札幌医科大学附属病院 011-611-2111(内31310)		
5	北海道ファミリーハウ ス情報提供施設	北海道 札幌市内 他(8拠点)	無	北海道ファミリーハウス 011-716-4161 (月〜金 10:00〜16:00)		
6	北海道難病センター	北海道札幌市 中央区	無	北海道難病連 011-512-3233		
7	特定医療法人北楡会 札幌北楡病院	北海道札幌市 白石区	有	北楡会 札幌北楡病院 011-865-0111 (代)		
8	北大病院ファミリーハ ウス	北海道札幌市 北区	有	北海道大学病院 011-706-5639		
●東	●東北					
1	あいアイハウス	岩手県盛岡市	無	いわて子育てネット 019-652-2910		
2	ラッコハウス	宮城県仙台市	無	ワンダーポケット 022-277-5702		
3	ドナルド・マクドナル ド・ハウス せんだい	宮城県仙台市	無	ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン 022-391-1233(ハウス直通)		
4	ファミリーハウス桔梗	福島県郡山市	有	一般財団法人 太田綜合病院 024-925-1188(内32471)		
5	パンダハウス	福島県福島市	有	パンダハウスを育てる会 024-548-3711		
●関	●関東					
1	ここハウス	茨城県水戸市	有	茨城県立こども病院 029-254-1151(内165)		
2	ららハウス	茨城県水戸市	有	茨城県立こども病院 029-254-1151(内165)		
3	筑波記念病院ファミリ ーハウス	茨城県つくば 市	有	筑波記念会 029-864-1212(代)		

	施設名	所在地	指定 病院	運営団体/連絡先
4	なごみの家	栃木県足利市	有	保健医療・福祉施設 あしかがの森足利病院 0284-91-0611 (代)
5	ドナルド・マクドナル ド・ハウス とちぎ	栃木県下野市	無	ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン 0285-58-7551(ハウス直通)
6	家族宿泊棟(群馬県立 小児医療センター)	群馬県渋川市	有	群馬県立小児医療センター 0279-52-3551(代)
7	家族宿泊施設(埼玉県 立小児医療センター)	埼玉県さいた ま市岩槻区	有	埼玉県立小児医療センター 048-758-1811(代)
8	埼玉医科大学病院ファ ミリーハウス	埼玉県入間郡 毛呂山町	有	埼玉医科大学 042-984-4100
9	あすなろの家	埼玉県さいた ま市大宮区	無	日本化薬株式会社 048-658-5861 (9:00~17:00)
10	ハレ・オハナ	千葉県鴨川市	有	鉄蕉会 亀田総合病院 04-7099-1300
11	かるがもハウス	千葉県千葉市 緑区	有	千葉県こども病院 043-292-2111(代)
12	かちどき橋のおうち	東京都中央区	無	ファミリーハウス 03-6206-8374(宿泊) 03-6206-8372(宿泊以外)
13	余丁町のおうち	東京都新宿区	無	ファミリーハウス 03-6206-8374(宿泊) 03-6206-8372(宿泊以外)
14	うさぎさんのおうち	東京都中央区	無	ファミリーハウス 03-6206-8374(宿泊) 03-6206-8372(宿泊以外)
15	ドナルド・マクドナル ド・ハウス ふちゅう	東京都府中市	無	ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン 042-300-4181(ハウス直通)
16	家族宿泊施設(東京女 子医大)	東京都荒川区	有	東京女子医科大学東医療センター 03-3810-1111(代)
17	若草寮 家族宿泊施設 (東邦大学大森病院)	東京都大田区	有	東邦大学医療センター大森病院 03-3762-4151(代)
18	ファミリールーム	東京都板橋区	有	日本大学医学部附属板橋病院 03-3972-8111
19	あかつきハウス	東京都台東区	無	がんの子どもを守る会 03-5825-6311
20	ぶどうのいえ	東京都文京区	無	ぶどうのいえ 03-3818-3362

上124

	施設名	所在地	指定 病院	運営団体/連絡先
21	JP W - A	東京都中央区	有	ファミリーハウス 03-6206-8374(宿泊) 03-6206-8372(宿泊以外)
22	アフラックペアレンツ ハウス浅草橋	東京都台東区	無	宿泊受付 03-5825-6387 がんの子どもを守る会 03-5825-6311
23	アフラックペアレンツ ハウス亀戸	東京都江東区	無	宿泊受付 03-5825-6387 がんの子どもを守る会 03-5825-6311
24	ひつじさんのおうち	東京都世田谷区	無	ファミリーハウス 03-6206-8374(宿泊) 03-6206-8372(宿泊以外)
25	ぞうさんのおうち	東京都台東区	無	ファミリーハウス 03-6206-8374(宿泊) 03-6206-8372(宿泊以外)
26	ちいさいおうち	東京都港区	無	ファミリーハウス 03-6206-8374(宿泊) 03-6206-8372(宿泊以外)
27	おさかなの家	東京都港区	無	ファミリーハウス 03-6206-8374(宿泊) 03-6206-8372(宿泊以外)
28	かんがる-の家	東京都調布市	無	ファミリーハウス 03-6206-8374(宿泊) 03-6206-8372(宿泊以外)
29	ドナルド・マクドナル ド・ハウス せたがや	東京都世田谷区	無	ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン 03-5494-5534(ハウス直通)
30	よこはまファミリーハ ウス	神奈川県横浜 市港南区	無	よこはまファミリーハウス 045-822-2864
31	リラのいえ	神奈川県横浜 市	有	スマイルオブキッズ 045-824-6014
32	伊勢原第一にじのいえ	神奈川県伊勢 原市	無	BMTハウスサポートの会 0463-58-0845
33	かもめのいえ	神奈川県伊勢 原市	有	BMTハウスサポートの会 0463-58-0845
34	ドナルド・マクドナル ド・ハウス 東大	東京都文京区	無	ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン 03-3812-9877(ハウス直通)
35	ひまわりのおうち	東京都府中市	無	ファミリーハウス 03-6206-8374(宿泊) 03-6206-8372(宿泊以外)

	施設名	所在地	指定	 		
	 		病院			
	●北陸・甲信越					
1	にいがたファミリーハ ウス やすらぎ	新潟県新潟市	無	にいがたファミリーハウスやすらぎ支援 の会 090-2450-7153(利用受付・相談)		
2	セキネハウス	新潟県新潟市	無	NPO 骨髄バンク命のアサガオにいがた 0256-46-0068(法人事務局)		
3	愛子様ハウス	山梨県山梨市	有	山梨厚生会 0553-23-1311		
4	ファミリーハウスエル ーラ	長野県松本市	有	信和会 0263-36-1463		
5	たんぽぽのおうち	長野県安曇野 市	有	あづみのファミリーハウス 0263-73-6700(病院代表/宿泊予約) 090-5435-8248(事務局/宿泊予約以外)		
●東	[海					
1	家族宿泊施設(誠広会 平野病院)	岐阜県岐阜市	有	誠広会平野総合病院 058-239-2325		
2	患者家族宿泊施設(蘇 西厚生会松波総合病院)	岐阜県羽島郡 笠松町	有	蘇西厚生会 松波総合病院 058-388-0111		
3	ファミリーホーム	岐阜県美濃加 茂市	有	社会医療法人厚生会 木沢記念病院 0574-25-2181(木沢記念病院代表) 0574-24-1455(木沢記念病院地域連携 課直通)		
4	小児患者家族宿泊施設 「ひまわり」	静岡県駿東郡 長泉町	有	静岡県立静岡がんセンター 055-989-5222(代)		
5	仮泊室	静岡県静岡市 葵区	有	静岡県立こども病院 054-247-6251		
6	コアラの家	静岡県静岡市 葵区	有	静岡県立こども病院 054-247-6251		
7	慢性疾患児家族宿泊施 設(めばえ)	愛知県名古屋 市中村区	有	名古屋第一赤十字病院 052-481-5111 (内13510)		
8	どんぐりハウス	愛知県大府市	有	あいち小児保健医療総合センター 0562-43-0500		
9	はなのきハウス	愛知県名古屋 市中区	無	あいち骨髄バンクを支援する会(はなの きの会)052-712-0457		
10	三重大学ゲストハウス ハーモニーハウス	三重県津市	有	三重大学医学部附属病院 059-232-1111 (代)(内5213)		
11	三重ファミリールーム	三重県津市	無	がんの子どもを守る会 三重ファミリールーム運営委員会 059-232-1111 (代) (利用申し込み:内5512)		

患者付き添い家族宿泊施設

上126 上127

	施設名	所在地	指定 病院	運営団体/連絡先	
●近	畿				
1	ファミリールーム「ア ンカー」	京都府京都市 上京区	無	京都ファミリーハウス 090-5309-4351 (受付)	
2	ファミリールーム「う らら」	京都府京都市	無	京都ファミリーハウス 090-5309-4351(受付)	
3	ファミリールーム 「TOMMY」	京都府京都市 左京区	無	京都ファミリーハウス 090-5309-4351(受付)	
4	慢性疾患児家族宿泊施 設	京都府京都市 伏見区	有	医仁会武田総合病院 075-572-6331	
5	ひまわりはうす	京都府京都市 山科区	有	洛和会音羽病院 075-593-4111	
6	アフラックペアレンツ ハウス大阪	大阪府大阪市	無	宿泊受付 06-6263-1333 がんの子どもを守る会 03-5825-6311	
7	慶徳会こどもの家 小 野原寮 山田	大阪府茨木市	無	サポートハウス親の会 06-4861-1679(事務局)	
8	千里中央寮	大阪府豊中市	無	サポートハウス親の会 06-4861-1679(事務局)	
9	ファミリーハウス	大阪府和泉市	有	大阪府立病院機構大阪母子医療センター 0725-56-1220(代)	
10	患者と家族のための滞 在施設 守口ぶどうの いえ	大阪府守口市	無	守口ぶどうのいえ 06-6992-3307(「守口復活協会です」 と言って出ます)	
11	ドナルド・マクドナル ド・ハウス おおさ か・すいた	大阪府吹田市	有	ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン 06-6836-6551(ハウス直通)	
12	兵庫県立こども病院ファミリーハウス(2施設)	兵庫県神戸市 須磨区	有	兵庫県立こども病院 078-732-6961	
13	小児がん患児家族等宿 泊施設(ファミリール ーム)	大阪府大阪市	有	地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター 06-6929-3300(総務部総務課)	
●匹	● 四国				
1	とうおんハウスあい	愛媛県東温市	有	ラ・ファミリエ 089-921-5657 (窓 口:ファミリーハウスあい)	
2	ファミリーハウスあい	愛媛県松山市	無	ラ・ファミリエ 089-921-5657 (窓 口:ファミリーハウスあい)	
3	ドナルド・マクドナル ド・ハウス こうち	高知県高知市	無	ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン 088-837-3650(ハウス直通)	

	施設名	所在地	指定病院	運営団体/連絡先		
•	●中国					
1	岡山大学病院ファミリ ールーム〈ファミーユ〉	岡山県岡山市	有	岡山大学病院 086-235-7891		
2	広島大学病院ファミリ ーハウス	広島県広島市 南区	有	広島大学病院 082-257-5279 ただし、利用申請は電話で受け付けてい ません。		
3	広島赤十字研修センタ	広島県広島市 中区	有	広島赤十字・原爆病院 082-241-3111(内3850)		
● 九	州・沖縄					
1	キートス	福岡県	有	社会福祉法人猪位金(いいかね)福祉会 暖家(だんけ)の丘 092-555-2187		
2	ドナルド・マクドナル ド・ハウス ふくおか	福岡県福岡市東区	有	ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン 03-6911-6068		
3	ファミリーハウス「森 の家」	福岡県福岡市	無	一般財団法人恵愛団 092-642-6853		
4	聖マリア病院ファミリ ーハウス マリアンハ ウスⅢ	福岡県久留米市	有	雪の聖母会 聖マリア病院 0942-35-3322		
5	すこやかハウス	福岡県久留米 市	有	久留米大学病院 0942-35-3311		
6	ポピーハウス	福岡県	有	国立病院機構九州がんセンター 092-541-3231(代)		
7	あいのいえ	福岡県	有	福岡ファミリーハウス 092-832-8277 (平日10:00~16:00) 090-7988-8189		
8	ぽっぽハウス	福岡県	無	福岡ファミリーハウス 092-832-8277 (平日10:00~16:00) 090-7988-8189		
9	なかよしハウス	福岡県福岡市中央区	無	福岡ファミリーハウス 092-832-8277 (平日10:00~16:00) 090-7988-8189		
10	ファミリーハウスわら ベ	福岡県福岡市 中央区	有	福岡市立こども病院・感染症センター 092-713-3111		
11	ペンギンハウス	長崎県	無	ペンギンの会 事務局 095-837-8362 090-3668-8451		
12	たんぽぽハウス 1号 館	熊本県熊本市	有	申し込みは熊本大学附属病院小児外科病 棟師長にお願いします。 たんぽぽハウス 096-365-1604		

患者付き添い家族宿泊施設

上129 上128

	施設名	所在地	指定 病院	運営団体/連絡先
13	たんぽぽハウス 2号館	熊本県熊本市	有	申し込みは熊本大学附属病院小児病棟師 長にお願いします。 たんぽぽハウス 096-365-1604
14	たんぽぽハウス 3号館	熊本県熊本市	有	申し込みは熊本大学附属病院小児外科病 棟師長にお願いします。 たんぽぽハウス 096-365-1604
15	アンリーハウス	熊本県熊本市	無	熊本赤十字病院 096-384-2111
16	くすの木寮	大分県大分市	有	天心堂 097-597-4535
17	たかむら♡ハウス	宮崎県宮崎市	無	宮﨑ファミリーハウス 090-3011-6211
18	鹿児島ファミリーハウ ス	鹿児島県鹿児 島市	無	こども医療ネットワーク 099-275-5354
19	愛子ハウス	鹿児島県日置 市伊集院町	有	人天会 鹿児島こども病院 099-272-2001
20	ファミリーハウス 「がじゅまるの家」	沖縄県島尻郡 南風原町	有	こども医療支援わらびの会 098-888-0812



